令和7年度7月期の給食費精算額について

日頃より学校給食の実施にご協力いただきありがとうございます。

給食費無償化開始前(4~7月)の給食費について精算を行いましたので、ご確認をお願いします。

福岡市学校給食費額決定(変更)通知書の2枚目を確認

(1) 還付金を受け取れる場合



詳しくは 市教育委員会 ホームページへ



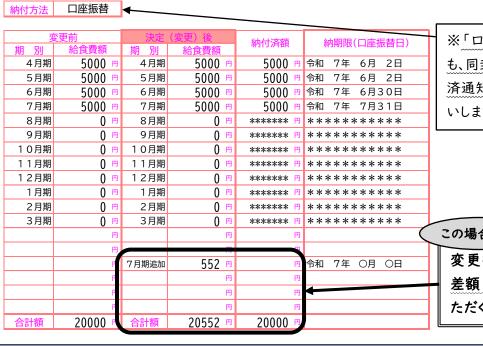
納付方法	口座振替	-				4
変更前		決定	(変更)後	納付済額	納期限(口座振替日)	Н
期別	給食費額	期別	給食費額	113137/12/	11373124 (41
4月期	5000 🖰	4月期	5000 🖰	5000 🖰	令和 7年 6月 2日	┚
5月期	5000 🖶	5月期	5000 🖰	5000 🖰	令和 7年 6月 2日	Ш
6月期	5000 🖶	6月期	5000 🖰	5000 🖰	令和 7年 6月30日	Ш
7月期	5000 🖰	7月期	4683 🖪	5000 🖰	令和 7年 7月31日	11
8月期	0 🖽	8月期	0 🖽	*****	*****	11
9月期	0 ⊞	9月期	0 ⊞	*****	*****	11
10月期	0 ⊞	10月期	0 🖽	*****	*****	11
11月期	0 ⊞	11月期	0 ⊞	*****	*****	1
12月期	0 ⊞	12月期	0 🖪	*****	*****	11
1月期	0 ⊞	1月期	0 🖽	*****	*****	י ן
2月期	0 ⊞	2月期	0 円	*****	*****	1
3月期	0 ⊞	3月期	0 円	*****	*****	1
	円		円	円		1_
	円		円	円		2
	円		円	円		7
	円		円	円		41
	円		円	円		₩
0.7147	円 20000 -	A = 1 +=	10/02 -	20000	1	- 1
合計額	20000 🖰	合計額	19683 🖰	20000 🖪		J

- ①『口座振替』と記載されている方 ⇒登録口座に還付
- ②『納付書』と記載されている方 ⇒同封の「還付金請求書」を 返送後、指定口座に還付
- ※生活保護又は就学援助制度により給食費 が給付されている場合、還付はありません。

の場合では

変更後の合計額 < 納付済額 差額317円を還付します。

(2) 追加で納付が必要な場合



※「口座振替」と記載されている方 も、同封の「福岡市学校給食費納付 済通知書」(納付書)で納付をお願 いします。

この場合では

変更後の合計額 > 納付済額 差額552円を追加で納付してい ただく必要があります。

精算日(令和7年9月上旬)時点の情報に基づき、通知を作成・発送しています。

【問い合わせ先】

●給食費・精算に関すること 教育委員会健康教育課へ

TEL 092-711-4643 FAX 092-733-5865 ●給食の運営・献立に関すること 教育委員会給食運営課へ

TEL 092-711-4642 FAX 092-733-5865

- ●あて先の住所・氏名・保護者氏名
- ●給食停止·一部停止
- ●学校徴収金 に関すること お子様の学校へ